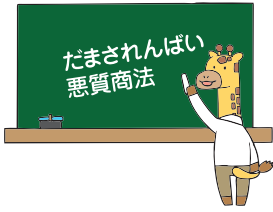


知って防ごう!消費者トラブル ~安全で安心できる消費生活を実現するために~

地域で



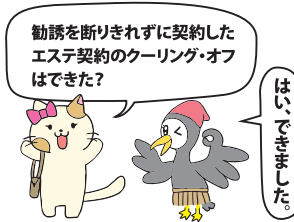
- 公民館などで開催されている、消費者トラブルに関する講座や催しに積極的に参加しましょう。

家庭で



- テレビや新聞、インターネットから消費者トラブルを避けるための情報を取り入れましょう。

職場で



- 先輩社員から若い社員に、悪質商法の対処法などのアドバイスのほか、社員間で情報を共有しましょう。
- 社員の家族を含む消費者トラブルについても積極的に情報交換しましょう。

学校で



- 家庭科や社会科の授業で消費者教育が行われています。学校で習ったことを家庭でも話しましょう。

第2次福岡市消費者教育推進計画(令和2年度~令和6年度)を策定しました。

「安全で安心できる消費生活の実現」に向けて、市民の皆さまや消費者団体・地域の団体・事業者の方々などと連携しながら、引き続き消費者教育を一体的かつ総合的に推進していきます。

● 計画の位置づけ

「消費者教育の推進に関する法律」に基づき策定された国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」及び「福岡県消費者教育推進計画(第2次)」を踏まえ、福岡市における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めたものです。

● 計画の推進体制

庁内の関係課で構成する「福岡市消費者教育推進会議」を設置し、計画に基づく取組みを推進していきます。計画の進捗状況は「福岡市消費生活審議会」で検証を行い、取組みの充実を図っていきます。

● 計画の成果指標

- ◆ 商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避心がけている市民の割合(現状 80.1% → 目標 90.0%)
- ◆ 消費生活センターの認知度(現状 80.5% → 目標 85.0%)

● 計画の重点目標

- 1 児童・生徒及び若年者に対する消費者教育の推進
- 2 高齢者・障がいのある人等に対する消費者教育の推進と見守りの強化
- 3 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進
- 4 消費者教育に携わる担い手の育成

福岡県警からのお知らせ

ニセ電話詐欺被害防止コールセンター 通称『まったくんコール』の開設について

福岡県警察では、本年7月10日からニセ電話詐欺被害防止コールセンターを開設し、電話オペレーターから県民の皆様へ電話をかけ、多発している手口やその対処方法についてお知らせする事業(通称「まったくんコール」)を実施します。ご理解とご協力をお願いします。



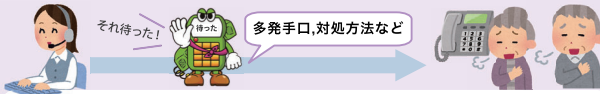
コールセンターの電話で通知される発信者番号

早く 110番!
0120-89-1101

※この電話番号以外から電話をかけることはありません。

受付時間と期間

令和2年7月10日(金)から
令和3年3月下旬までの間
※土・日・祝日、年末年始を除く(9時~17時)



コールセンターでは次のようなことは絶対にしません!

- 生年月日や家族構成等の個人情報をたずねる。
- 自宅に訪問する。
- 通帳やキャッシュカードなどのカード番号や暗証番号をたずねる。
- 通帳やキャッシュカードを警察官や銀行職員に預けるように指示する。
- 預金を引き出すように指示したり、別の口座に移すように指示する。

福岡県警察本部 生活安全総務課 地域安全対策係

TEL:092-641-4141(内線:3023,3025)

警察相談電話: # 9110

福岡市消費生活センターのご案内

消費者トラブルで困ったときはひとりで悩まず相談しましょう!

※相談は、福岡市内に在住の個人の消費者に限ります。

消費生活センター相談コーナー

相談専用電話 **092-781-0999**

受付時間 月曜日~金曜日(祝休日・年末年始除く):9時~17時
第2・4土曜日:10時~16時(電話相談のみ)

福岡市消費生活センター

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5-1(あいれふ7階)
TEL:092-712-2929(事務室)
FAX:092-712-2765

消費者ホットライン188

お住まいの地域の消費生活相談窓口をご案内します。

ツイッター・フェイスブックやってます!



【ツイッター】



【フェイスブック】

二次元コードは
こちら

